54

52

2111

まちのデータ

(令和3年(2021年)7月末日現在)

人口 2万 5,977 人 男 万 2,308 人 女 1万3,669人 1万671世帯 交通事故発生件数 (7月中、物損含む) 有田川町 45 件

死者0人 負傷0人 湯浅警察署調べ

9月の行政相談

相

談

境 セ ラスチ 日 急 田 ン ター ソク収集場 診療 所 聖 苑 環プ 5384 ・ ッ 患 子育て支援センター 有田川町少年センタ

きび保健福祉センター

13 時 30

分

16時

52 - 5384 52 - 7855 52 - 4882 52 - 3055 {52 - 5474 090-7966-1697 52 - 8744

9月15日

(水

総務課 (吉備庁舎)

所

木造住宅無料耐震診断事

補助対象建物 を派遣し、 耐震診断を行います。 /次の全ての条件を

出連出出道

張絡張張 出連出出道で、係絡張張道レットの所所所無課とのでは、

居住または居住する予定であるも ので、申請者が対象建物を所有し、

用住宅 平成12年 上を住居として使用してい 日以前に着工された専用住宅、 長屋または共同住宅。 (延べ床面積の2分の1以 2 0 0 0 5 月 ・るも 併

吉 備 庁 舎

清水行政局

金屋庁

* 等との混構造、 枠組壁工法、 2 0 0 地上階数が2以下かつ が以下のもの。 丸太組工法、 建築基準法旧38条 延べ 床 骨造 面 積

お問い合わせ

電話 番 号

補助内容/無料で木造耐震診断 お住まいの木造住宅の +

有田川町内に存する個人所有のも 満たす建物が補助対象です。

年) 31

建 物

業

※予算上限に達し次第、 締め

※その他諸条件があります。 お問 い合わせください。 詳

建設課 (吉備庁舎

ブロック塀等撤去事業補 助

その他公衆の用に供する道路であ 理する道路 一道 険なブロック塀を撤去する場合に 補助内容/道路等に面している危 補助金を支給します 路等」とは、 (里道などを含む)・ 国 県・ 町 が管

*

補助対象工事

個人宅への進入路は対象外。

道路等に面して 全部または ただし、 部を取り除く場合 いるブロ 部を取り ック塀等 除く工

申込みください。 または清水行政局建設環境室へお 項を記入の上 申し込み方法/申込用紙に必要事 の認定工法は対象外となります。 建設課 (吉備庁舎)

※申込用紙は建設課 ジからダウンロードしてください。 け 受付期間 たは清水行政局建設環境室でお受 取りいただくか、 令和 4 (吉備庁舎) 町ホーム 年 2 0 2 2 ま

※役場開庁日に伴う。 1 月 31 日 月 ま

切 りま

※フェンス・

門扉などの撤去費

は

3分の2

(上限10万円

工事費のうちいずれか低い

金

要する費用または町が定める標準

補助金額

/ブロック塀等の撤去に

請け負わせる工事であること。 有田川町内に本店を置く事業者

申し込み方法/申込用紙に必要事 申し込みください または清水行政局建設環境室へお 項を記入の上、建設課 助対象外。 (吉備庁舎)

※申込用紙は建設課 受付期間 ジからダウンロードしてくださ け取りいただくか、 たは清水行政局建設環境室でお受 令和 4 (吉備庁舎) 年 町ホームペー 2 0 2 2 ま

※役場開庁日に伴う。 1 月 31 日 月 ま

※その他諸条件があります。 ※予算上限に達し次第、 はお問 い合わせください 締め 切 りま

建設課

※建築基準法第42条第2項に規定す

すること。

は道路面

[から

の高さを60

cm

未満に

る道路(後退義務道路

) 内 の

いブロッ

その全

クなどを撤去する場合は、

てを撤去すること。